

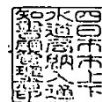
四日市市上下水道局告示第9号

四日市市上下水道局公印規程（昭和33年四日市市水道局管理規程第2号）第7条の規定に基づき、電子計算機に記録した公印の印影を出力して使用する又は公印の印影を印刷して使用するの、次のとおり告示する。

平成27年3月11日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

- 1 名称 (1) 四日市市上下水道事業管理者印  
(2) 四日市市上下水道局納入通知書用管理者印
- 2 寸法 (1) 方20ミリメートル (2-1) 方10ミリメートル (2-2) 方12ミリメートル
- 3 印影 (1) (2-1) (2-2)



- 4 使用区分 (1) 下水道事業受益者負担金決定通知書  
受益者負担金免除決定通知書  
(2-1) 納付書（農業集落排水地元負担金）  
納付書（コミュニティ・プラント事業費負担金）  
(2-2) 下水道事業受益者負担金納入通知書兼領収書

(上下水道局管理部生活排水課)